

## 日本工業規格 (JIS) K 0102 の改正に伴う「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号) 等の一部改正について

### 1. 改正の経緯

「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号) 等に引用している日本工業規格 (JIS) K0102 (工場排水試験方法) は、国際規格 ISO との整合を図ることなどのため、平成 20 年 3 月 20 日付で改正され、新たな試験方法が導入された。

この改正を受け、新たに導入された試験方法のうち、適当と考えられる方法を公定分析法に位置づけることとし、所要の告示改正を行うこととする。なお、今回の改正によりこれまで用いていた公定分析法について使用できなくなるものではない。

### 2. 改正の概要

#### (1) セレン (告示 46 号、告示 17 号、告示 18 号、告示 19 号)

JIS K0102 の改正により新たに導入された方法 (ICP 質量分析法) を用いることができることとする。なお、新たに採用される ICP 質量分析法は、試料を JIS K0102 の 5.5 に規定する前処理後、内標準元素を加えて ICP 質量分析装置で測定する方法である。

#### (2) 砒素 (告示 46 号、告示 17 号、告示 18 号、告示 19 号)

改正 JIS K0102 で追加された方法 (ICP 質量分析法) を用いることができることとする。なお、改正 JIS K0102 に新たに採用される ICP 質量分析法は、試料を JIS K0102 の 5.5 に規定する前処理後、内標準元素を加えて ICP 質量分析装置で測定する方法である。

#### (3) ふっ素 (告示 46 号、告示 17 号、告示 18 号)

現行では懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する試料についてはイオンクロマトグラフ法を用いることができないが、前処理として水蒸気蒸留を実施することにより同法を用いることができることとする。

#### (4) ほう素 (告示 46 号、告示 17 号、告示 18 号、告示 19 号)

改正 JIS K0102 で追加された方法 (ICP 質量分析法) は、現在引用している水質環境基準告示付表 7 の方法と同様であるため、引用先を水質環境基準告示から JIS K0102 に変更することとする。(公定分析法の変更はない。)

(備考) 上記の告示名の略記については以下のとおり。

告示 46 号：土壌の汚染に係る環境基準について (平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号)

告示 17 号：土壌汚染対策法施行規則第五条第二項第二号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法 (平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号)

告示 18 号：土壌汚染対策法施行規則第五条第三項第四号の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法 (平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号)

告示 19 号：土壌汚染対策法施行規則第五条第四項第二号の規定に基づく環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法 (平成 15 年 3 月環境省告示第 19 号)